平成２８年（フ）第１３３号
埼玉県東松山市神明町１丁目17番６号
債務者　夏目　清弘
1　決定年月日時　平成28年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　純二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１６８１号
札幌市清田区北野７条５丁目12番37号　リバーコート北野Ⅱ―201号
債務者　佐藤　友基
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　治香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４１１５号
大阪市生野区生野東３丁目６番29号
債務者　ＺＥＮ・リペイントサービスこと芙島吉男こと　夫　　吉男
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　英伸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４７号
静岡市清水区布沢287番地の10
債務者　片平　達也
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡村　真央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１６０号
名古屋市西区枇杷島３丁目５番４号　コーポ早川５Ｂ号、従前の住所名古屋市天白区植田山２丁目101番地　名古屋市植田寮
債務者　大野　公司
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠山　圭一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月31日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７４４号
京都市西京区大枝北福西町１丁目３番地１32棟814号
債務者　柳井　　隆
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　和人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７６９号
京都府向日市鶏冠井町秧所23番地の１　コーポシオン101号室
債務者　平川　元一
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉松　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月１日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１４４１号
名古屋市西区清里町69番地48、住民票上の住所名古屋市中村区亀島２丁目21番26号
債務者　小泉　　圭
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　真吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月２日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第３８７号
神奈川県厚木市長谷1153番地２　メゾン・ド・ファミーユＣ―101
破産者　横尾　陽子
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第８８２号
埼玉県新座市北野３丁目17番９号、旧住所埼玉県富士見市西みずほ台３丁目10番地みずほ台団地10―３―404
破産者　廣瀬　富康
1　決定年月日　平成28年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５８４号
さいたま市南区白幡６丁目15番21―106号
破産者　秋元　克夫
1　決定年月日　平成28年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６６０号
さいたま市南区松本３丁目10番１号　プリムローズＣ102
破産者　坪井　高志
1　決定年月日　平成28年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４５号
兵庫県豊岡市日高町鶴岡730番地の１
破産者　赤木　冨雄
1　決定年月日　平成28年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第７号
兵庫県豊岡市日高町鶴岡514番地の７
破産者　西本　紀夫
1　決定年月日　平成28年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第２号
熊本県荒尾市緑ケ丘５丁目４番地４
破産者　川下　　努
1　決定年月日　平成28年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２８年（フ）第１３号
熊本県玉名郡南関町大字関町174番地６
破産者　橋本　晃史
1　決定年月日　平成28年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２８年（フ）第５４４号
札幌市東区北26条東４丁目３番22号　スターハイツＡ棟202号
破産者　荒谷　尚子（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２８号
福島県田村郡三春町八島台５丁目１番地の３駅南ヶ丘団地57―306号
破産者　増子　孝子
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係